

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1 継続事業の前提に関する事項

該当事項ありません。

#### 2 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、最終仕入原価法による原価法により評価しております。

#### 3 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以前に取得した建物（建物付属設備を除く）については旧定率法、平成19年4月1日以前に取得した建物（建物付属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しております。

平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	14年～39年
構築物	10年～30年
医療用器械備品	5年～15年
その他の器械備品	5年～17年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (4) 長期前払費用

期間均等償却を採用しております。

#### 4 引当金の計算基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。



(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当事項あり ません							

9 重要な偶発債務に関する事項

該当事項ありません。

10 重要な後発事象に関する事項

該当事項ありません。

11 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

主な補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

補助金等の内訳	交付者	影響額 (千円)	損益計算書上の記載 区分
有田町 運営事業委託料 (R6. 4. 1~R7. 3. 31) 補助金収入	有田町	1, 0 0 0	事業収益 (本来業務)
有田町 認知症地域支援事業委託料 (R6. 4. 1 ~R7. 3. 31) 補助金収入	有田町	1, 0 0 0	事業収益 (本来業務)
佐賀県医務課 R6 年度看護補助者処遇改善事 業補助金	佐賀県	9 3 1	事業収益 (本来業務)
佐賀県医師会 R6 年能登半島地震 JMAT 派遣 協力費	佐賀県医師会	9 0 0	事業収益 (本来業務)
伊万里市 6 年度二次救急体制確保事業補 助金(輪番制運営事業)	伊万里市	5 9 7	事業収益 (本来業務)

II 貸借対照表の注記

1 担保提供資産等

(1) 担保提供資産

土 地	1, 2 6 8, 4 1 8 千円
建 物	1, 0 6 6, 8 3 1 千円

(2) 担保付債務

1 年以内返済長期借入金	3 1, 8 2 4 千円
長期借入金	2 2 4, 0 3 9 千円

2 有形固定資産の減価償却累計額 3, 7 7 5, 0 3 0 千円